

認定収入月額算定方法

1. 入居者及び同居者全員分の前年の年間総所得額を調べる

「源泉徴収票」もしくは、役場税務課にて有料で発行される「所得課税証明書」に記載されている「年間総所得額」を参照して下さい。

※ここで使用するのは「給与所得控除後の金額」です。「支払い金額（源泉徴収票）」、「給与収入（所得課税証明書）」の額ではありません。給与所得控除後の金額が分からない場合は、国税庁のホームページに計算方法などの記載がありますのでご活用ください。

※申込時の前年から申込時までの間に転職・休職・退職等している場合は、必要な書類が異なりますので、公募期間中に建築住宅課住宅担当までお問い合わせください。

2. 1で調べた世帯全員の年間総所得額から下記の各控除分の金額を控除する

年間総所得額から下記の公営住宅法上の控除を行った額が、申込者の「認定年間所得」となりますので、1で調べた年間総所得額から下記の表のうち該当するものの控除額を引いてください。

控除名	控除対象	控除額
同居親族控除	申込者以外の同居しようとする親族	38万円×人数
別居扶養親族控除	所得税法上の遠隔地扶養の対象者	38万円×人数
老人扶養控除	扶養親族のうち、70歳以上の人	10万円×人数
特定扶養親族控除	配偶者を除いた扶養親族のうち、16歳以上23歳未満で当人の所得が38万円以下の人	25万円×人数
障害者控除	申込者及び同居しようとするもののうち ①身体障害者手帳3～7級の交付を受けている人 ②精神障害者福祉手帳2～3級の交付を受けている人 ③療育手帳B判定を受けている人 ④戦傷病者手帳第4～5項症の交付を受けている人	27万円×人数
特別障害者控除	申込者及び同居しようとするもののうち ①身体障害者手帳1～2級の交付を受けている人 ②精神障害者手帳1級の交付を受けている人 ③療育手帳A判定を受けている人 ④戦傷病者手帳特別～第3項症の交付を受けている人 ⑤原子爆弾被爆者で厚生大臣の認定を受けている人	40万円×人数
寡婦控除	次のいずれかに該当する人 ①夫と死別した後再婚していない方や夫が生死の不明で所得額が500万円以下の方 ②夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や合計所得額が38万円以下の生計を一にする子のある方	27万円
寡夫控除	次の <u>全て</u> に該当する人 ①合計所得額が500万円以下の人 ②妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、合計所得額が38万円以下の生計を一にする子のある方	27万円

3. 2で求めた額を12で割る（認定年間所得÷12ヶ月＝認定収入月額）

2で計算した額は1年間の認定所得額なので、それを12で割り算をした額が申込者の「認定収入月額」となります。

4. 計算結果を各住宅の入居資格にある「認定収入月額基準」と照らし合わせる

ここまでの計算で求められた額が各住宅の入居資格に該当する場合、入居者の公募期間中に、建築住宅課住宅担当または各支所にて入居の申し込みをすることが出来ます。